

平成29年

第12回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

平成29年第12回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 平成29年12月21日 午後15時30分開会
午前17時閉会

2. 場 所 国立市役所北庁舎 第七会議室

出席者

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 遠藤 利光 | 2. 遠藤 久 | 3. 北島 義明 |
| 4. 小鹿倉 薫 | 5. 佐伯 達哉 | 6. 佐伯 雅宏 |
| 7. 佐藤 満雄 | 8. 澤井 正志 | 9. 関 藤子 |
| 10. 田中 賢治 | | |

事務局

農政係長 高橋 壮一 農政係主事 冷水 英介

嘱託員 奥田 幸子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 1件

5. 議 題

(1) 農地法第3条の規定による許可申請書 1件

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件

6. 協議事項

(1) 地区別農業委員会検討会の開催について

(2) 農業者との懇談会について

7. 報告事項

(1) 第57回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について

8. そ の 他

【北島会長】 定刻になりましたので、農業委員会総会を始めたいと思います。議事録署名人は小鹿倉委員と佐伯達哉委員です。よろしくお願い致します。専決処理報告、「農地法第5条1項第6号の規定による農地転用届出書」1件、お願いします。

【事務局】 1ページ目をご覧ください。農地法第5条1項第6号の規定による農地転用届出です。番号1、議案番号28。譲受人・譲渡人の住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、契約の内容、転用の計画、目的、転用の時期、種類・数量・面積はご覧のとおりです。裏面をおめくりください。2ページ目にこちらの当該地の場所が斜線で引かれてございます。東側が道路、西側も道路、南側が宅地・畑、北側が宅地ということで、賃貸借関係はございません。

【北島会長】 ありがとうございます。こちらは私が現地確認に行っていました。更地で何の問題もなかったです。では、次の議題(1)「農地法第3条の規定による許可申請書」について、よろしくお願い致します。

【事務局】 農地法第3条の規定による許可申請ということで、資料3ページ目をおめくりください。番号1、議案番号2。申請者の譲受人、譲渡人、土地の表示、所在地番、地目、面積はご覧のとおりです。転用の理由は所有権の移転でございます。経営の状況はご覧のとおりです。裏面、4ページ目をご覧くださいと思います。こちらに当該地の場所を斜線で載せさせて頂いております。

【北島会長】 ありがとうございます。これは私と佐藤委員で現地確認に行っていました。

きれいな畑で、別に問題はなかったと思います。佐藤委員、何かありますか。

【佐藤満雄委員】 別にありません。

【北島会長】 では、次へ行きます。(2)番「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届書」1件、お願いします。

【事務局】 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出ということで、資料5ページ目をおめくりください。番号1、議案番号13。届出者の住所・氏名、土地の表示、所在地番、地目、面積、転用の計画、転用の目的、転用の時期、種類・数量・面積につきましてはご覧のとおりでございます。周囲の状況は裏面6ページ目をご覧ください。斜線部分が当該地になってございまして、東側宅地、西側宅地、南側道路、北側道路ということになってございます。

【北島会長】 ありがとうございます。これは佐藤満雄委員、お願いします。

【佐藤満雄委員】 こちらは図面では全部畑になっていますが、南側半分はもう既に家が建っていました。後ろ半分は木などが植えられておりましたが、きれいに整地されておりました。

【北島会長】 ありがとうございます。では、協議事項に入らせて頂きます。(1)「地区別農業委員会検討会の開催について」、よろしくお願い致します。

【事務局】 事務局よりお願い申し上げます。7ページ目をおめくりください。一般社団法人東京都農業会議より「北多摩西部地区農業委員会検討会の開催について」通知が来ております。こちら、事務局長・会長・会長職務代理が出席され、北多摩西部地域の他市の農業委員会の方々と、農業委員会の活動について検討をして頂く予定です。アンダーラインを引かせて頂きました5番目のところ、「農業委員会・農業会議提携活動の成果・課題と今後の取り組み」について、8ページ目以降に入力しま

した資料もございます。まず8ページ目からです。別紙1の「29年分農業委員会事務処理実績」1番「農地法に係る処理件数・面積と調査実施実績」は調査対象期間が29年1月1日から、12月31日までとなっております。12月15日現在の統計でございます。28日の閉庁まで数日ございますので、こちらの件数が増えることもあるということをお含みおきください。法3条から5条までの数値となっております。ご確認をお願い致します。2番目「その他法令に基づく処理件数・面積と調査実施実績」、「農地法第3条の3届出」がご覧のと通りの件数・面積でございます。3番目「生産緑地に係る管理・証明と調査実施実績」、主たる従事者証明の発行の件数はご覧のとおりでございます。生産緑地の「買取申し出」もご覧のとおりでございます。「生産緑地追加指定」は本年ございましたので、ご覧のと通りの件数と面積となっております。9ページ目にまいります。4番「生産緑地に関する条例改正等について」ということで、こちら、区市の農業委員会のみ回答という内容になっております。一番下の欄を都市計画課に確認を致しまして、「生産緑地地区の下限面積に関する条例改正時期（300平米への引き下げの時期の予定）」、「生産緑地指定基準等の改正について」、改正の予定等ご覧のとおりでございます。5番目「贈与税・相続税納税猶予制度」、こちら相続税納税猶予の特例がご覧のと通りの件数、面積ということでした。ご確認ください。(2)「証明・通知処理実績」もご覧のと通りの件数・筆数・面積となっております。続きまして、10ページ目をおめくりください。6番「その他年間発行した諸証明実績」、①②の証明がそれぞれの件数・面積となっております。11ページ目をおめくりください。こちらは先ほどのページまでの農業委員会としての事務処理実績とは異なりまして、成果と課題と今後の取り組みについてということで、農業委員会としてどのような活動を目指していて、どういうことができたかというようなことを、報告をするというものになっております。別紙2、1「『行動する農業委員』活動の推進」ということで、項目「活動計画の作成」「意見の提出・要請活動の推進」、それぞれ取り組み状況と成果、来年度の取り組みということです。黒字部分は、昨年同様で変更はないということでございます。加筆・修正等の意見ございましたら、ご協議お願い致します。

【北島会長】 よろしいですか、このままで。

【事務局】 それでは特にご意見がございませんようですので、1番はそのまま資料と致します。2番「農地の保全（市街化区域）と利用促進（市街化区域以外）」、「農地管理推進月間」、取り組み状況と成果、来年度の取り組み、こちらも記載させて頂きましたとおり、昨年同様の資料となっております。皆様のご意見を頂きまして、修正・加筆等ございましたらご指摘頂けますようお願い致します。それではご意見よろしかったようですので、3番目「企業的農業経営者の育成」、「市内農産物等の流通・販売の確立」「農業経営意欲・能力のある担い手の育成支援」、取り組み状況と成果、来年度の取り組み、こちらも記載のとおりとなっております。昨年同様のものですので赤字修正はございません。ご協議をお願い致します。意見はないようでございますので、4番「地域農業の確立」、項目「市民との交流事業の推進」、取り組み状況と成果、来年度の取り組みということで、この4番に関しまして来年度の取り組みですね、④「学校給食への地場農産物の納入率を上げるための取組を検討する」という文言で、農業委員会活動の推進を強くしたいということでありましたので、この件に関しましてご意見もしくはご承認頂けますようお願いを致します。それではこの赤字修正を致しました取り組みを検討するということをご承認頂いたということでもよろしかったでしょうか。続きまして5番「農業のある地域づくりの推進」、12ページ目をおめくりください。項目「『農業のあるまちづくり』の推進」「子ども達に農業への理解を求める活動」「農業振興計画実行への協力」とございます。3項目、

一番下です。昨年度は「農業振興計画策定への協力」となっておりましたが本年度から発行しましたので、実行へ協力していくという文言が変更されております。取り組み状況と成果もご覧のとおりで農業振興計画実行ということに変わりましたので、「市の第3次農業振興計画（平成29年度～平成38年度まで）実行に係る協力を行っている」という文言に致しました。来年度の取り組みと致しましては記載のとおりでございます。6番「情報活動の推進」、項目「『農業委員会だより』の発行、及び市報の活用等」「ポータルサイトによる活動の広報」、取り組み状況と成果、来年度の取り組み、本年度まで同様来年度も行っていくということを事務局よりご提案申し上げます。続きまして、「農業座談会の開催」部分に参ります。こちらは来年平成30年2月に開催する予定ではございます。この調査実施段階では開催しておりませんので、「開催していない」となっております。農業委員会だよりの発行はご覧のとおりしているということでございます。7番目にまいります。「農政活動の推進」、内容「東京都農業政策・農政施策に対する意見の提出」、取り組み状況と成果はご覧のとおりです。1つ目「意見の提出・要請活動の推進」はご覧のとおりです。13ページにまいります。8「3年間（今期の任期満了まで）の重点活動目標（箇条書き）」については、内容「農地の適正管理」「都市農業の活性化」、取り組み状況と成果、ご覧のとおりでございますが、下の欄、「都市農業の活性化」のほうの取り組みと成果に少し変更を加えました。「農業後継者の減少や農業従事者の高齢化に対応するため、新たな市民農園の開設時には広報等の支援をする」。支援の内容を広報としております。市民農園があるということを市民の方々に周知して、少しでも多くのご参加を頂けるように、広報活動をして農業委員会が応援するというところでございます。9番目「国・都の施策等に対する要望事項」、(1)「国に対する要望」、項目「相続税納税猶予の適用緩和」「生産緑地制度の見直し」「相続税に係る物納の促進」「都市農業振興基本法に基づく制度の構築」、2項目めの生産緑地制度の見直しに関して現在国の方で検討を進めております内容を踏まえ、赤字の内容としました。「生産緑地の貸借時に農地所有者が不利益をこうむることのないよう見直しを行うこと」としておりますので、現行制度を新しい制度に移行させる中で、農業者の営農活動に支障がない形となるよう、要望してまいるということでございます。(2)「都に対する要望」、項目「買取申出の際の支援制度の創設」「農家所得向上に向けた支援制度の拡充」「農業後継者への支援の充実」「都市農業の役割を担う農業経営に対する助成制度の創設」、内容は各項目ごとに記載してございます。ここまで農業委員会地区別検討会につきまして、別紙1、別紙2で確認をして頂きました。この地区別検討会に事務局長、会長と職務代理が出席され、協議をして頂きますので、ご意見がございましたら、お願いを致します。では特によろしかったようですので、(2)番の「農業者との懇談会について」、お願い致します。

【事務局】 協議事項2「農業者との懇談会について」ご説明させていただきます。資料14ページをおめくりください。農業委員会主催の農業者懇談会でございますが、日時が確定致しました。平成30年2月20日火曜日19時から、場所は市役所3階第1・第2会議室をとらせて頂きました。こちらは既に農業者の皆様が回覧が回っているかと思いますが、委員の皆様もご参加頂けますようお願い致します。議題案につきましては記載のとおりでございます。先般、税制改正大綱が示されました。こちらについては今後の生産緑地についての固定資産税、都市計画税等の概要が書かれております。こちらの大綱の改正等を踏まえて、お示しの議題に沿って懇談会を開催させて頂きたいと思っております。また、必要に応じて東京都農業会議や東京都、関係部署の職員等を招いて実施したいと考えております。資料につきましては、改正大綱が先日晒されたばかりでございますので、それに基づいて何かしらの動きが東京都農業会議等からあるかと思っておりますので、それに合わせて今後作成したいと考えておりま

す。1月の総会で何かお示しできればとは思っておりますが、事務局にて鋭意作成を進めさせて頂きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。皆様には議題について、この記載の案でよろしいのか再度ご確認をさせて頂ければと思います。ご協議のほどよろしくお願い致します。

【北島会長】 ありがとうございます。協議の内容はこれでよろしいでしょうか。何かありましたらお願いします。よろしいですか。では、懇談会はこのような形で進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。報告事項(1)「第57回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について」、お願いします。

【事務局】 事務局よりお願い致します。15ページ目をおめくりください。一般社団法人東京都農業会議より、「第57回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について」という案内が来ております。16ページ目をおめくりください。国立市よりご推薦申し上げておりましたS氏です。1番の東京都農業会議会長賞候補になりましたので、ご報告申し上げます。

【北島会長】 ありがとうございます。では、6番「その他」お願いします。

【事務局】 事務局よりお願いを致します。1点目、農業委員会だより47号の内容確認と配付についてお願いを致します。皆様の机上に農業委員会だより47号をお示し致しました。

【北島会長】 内容を確認され、ご意見ございましたらお願いします。特にないようですので、次をお願いします。「その他」、まだありますか。

【佐藤委員】 焼却の件についてお願いします。焼却行為発見の場合にはすぐに消防署や市役所職員が来るのですが、においの問題に関しては市の対応はいかかなもののでしょうか。坂下地区で今堆肥の関係で、不快に思っている人は思っているようですが、職業だからと言われてしまうともう何も言えないということで済ませてしまっているみたいですが、この前も話が出ましたが、市は対処されていないのですか。

【事務局】 臭気の苦情に関しましては環境政策課に何件か問い合わせがあり、農業委員会にも情報提供がございます。都度、環境政策課職員と連携しつつ現状の把握に努めておまして、場合によってはその農業者の方にお話をさせて頂いて、臭気の軽減についてご協力を求めるということも行っております。ですので、対応については現状そのような形で行っております。

【佐藤委員】 現実はずごいもので、坂下の集会所はハエとりだらけです。周辺住民からもその件について結構意見を頂いております。

【事務局】 臭気につきましては、ハエ等の発生もあり、受容限度というものがあるかと思えます。ですので、そちらにつきましては余りにもひどいようであれば、環境政策課職員等と連携して科学的な手法も含めた状況把握に努めるとともに、場合によっては改善を指導するというような形で行っていければとは思っております。

【佐藤委員】 焼却行為についても、過度な規模のものではなくても市役所職員がすぐに来られています。農家は届けを出せば燃やしてもいいという職業的前提があるかと思えます。

【事務局】 現時点では、伝統的な焼却行為につきましては禁止するものではございません。ですが煙や粉塵等で一般の市民の方々にご負担をかけているような状況もございます。こちらについても環境政策課のほうにまず話が行くようになっております。情報提供を受けて、過度である場合、環境政策課職員と連携して、状況を確認し、場合によっては改善をお願いしております。焼却行為を実施する時間帯でありますとか風向きを考えて頂く、規模を縮小して頂く等、状況に応じてそのようなお願いと共に農業者の皆様にお話をさせて頂いております。

【田中委員】 10番田中ですけれども、今の話を来年実施する農業者懇談会の議題の1つに入れてみてはいかがかと思えます。

【北島会長】 そうですね。わかりました。あと何かありますでしょうか。

【事務局】 事務局から数点お願いします。農業委員会11月活動記録カードの内容報告をさせていただきます。皆様、11月もご從事ありがとうございました。活動AからI、件数申し上げます。A「総会・全員協議会」9件、B「農業委員会・農業会議」の会議・研修等9件、C「その他の会議・会合」0件、D「資料・調査票の配付・回収」0件、E「市民・学校教育等との交流活動」22件、F「現地確認（農地法猶予制度・生産緑地利用権設定）」など3件、G「農地パトロール」0件、H「相談・指導・調整」1件、I「その他」顕彰事業・挨拶1件、計45件のご活動となりました。ありがとうございました。報告を終了致します。

【北島会長】 では、ここで農業委員会12月総会を締めたいと思いますが何かありますか。よろしいですか。では、どうもご苦労さまでした。お疲れさまでした。

—了—